

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年六月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬字水上三八二番一、字水上山一三四四番一、一三

四四番二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 口 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。)